

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【公開番号】特開2016-24017(P2016-24017A)

【公開日】平成28年2月8日(2016.2.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-009

【出願番号】特願2014-147638(P2014-147638)

【国際特許分類】

G 04 C 10/02 (2006.01)

G 04 G 19/00 (2006.01)

G 04 R 60/10 (2013.01)

【F I】

G 04 C 10/02 A

G 04 G 19/00 310 B

G 04 R 60/10

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月10日(2017.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

地板と、

前記地板を支持する支持部材と、

太陽電池と、を備え、

前記支持部材には、前記太陽電池を固定するフック部が形成されている、

ことを特徴とする電子時計。

【請求項2】

前記フック部の下端部は前記支持部材の上面よりも底面側の位置に形成されている、

ことを特徴とする請求項1に記載の電子時計。

【請求項3】

ケースと、

前記ケースの内側に配置される文字板と、

前記文字板の裏面側に配置される太陽電池と、

前記太陽電池の裏面側に配置される地板と、

平面視で少なくとも一部が前記ケースと前記地板との間に配置され、前記地板を支持する支持部材と、を備え、

前記支持部材には、前記太陽電池を固定するフック部が形成されている、
ことを特徴とする電子時計。

【請求項4】

前記ケースの一方の開口を塞ぐカバー部材と、

前記ケースの前記カバー部材とは反対側の開口を塞ぐ裏蓋と、を備え、

前記フック部の前記裏蓋側の端部は前記支持部材の前記カバー部材側の面よりも前記裏蓋側の位置に形成されている、

ことを特徴とする請求項3に記載の電子時計。

【請求項5】

前記太陽電池と係合する前記フック部の先端部には、前記太陽電池の表面となす角度が鈍角となる傾斜面が形成されている、

ことを特徴とする請求項1乃至請求項4のいずれか1項に記載の電子時計。

【請求項6】

前記支持部材にはアンテナの固定部が形成されている、

ことを特徴とする請求項1乃至請求項5のいずれか1項に記載の電子時計。

【請求項7】

前記太陽電池と回路基板とを導通させる導通バネを備え、

前記太陽電池は、前記導通バネと接触する導通部を備え、

前記導通部は、前記フック部との係合部と連続する位置に設けられている、

ことを特徴とする請求項1乃至請求項6のいずれか1項に記載の電子時計。

【請求項8】

前記支持部材には、第1および第2の前記フック部が形成され、

前記地板には、前記太陽電池を案内する第1および第2の案内部が形成され、

前記支持部材の平面視における中心位置に対して、前記第1のフック部の位置から前記第1の案内部の位置までの角度は、右回りで90度以上であり、

前記支持部材の中心位置に対して、前記第1のフック部の位置から前記第2の案内部の位置までの角度は、左回りで90度以上であり、

前記第2のフック部は、前記第1の案内部と前記中心位置とを結び、さらに前記第2の案内部と前記中心位置とを結ぶ線を挟んで、前記第1のフック部の位置の反対側の位置に配置されている

ことを特徴とする請求項1乃至請求項7のいずれか1項に記載の電子時計。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0072

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0072】

(変形例2)

上述した実施形態においては、全てのパネルフック部126aの先端部126a-1に、傾斜面126a-2を設けた例について説明した。しかしながら、本発明においては、全てのパネルフック部126aに傾斜面126a-2を設ける必要はない。例えば、上述した第2位置R2における取り付け例のように、ソーラーパネル135の固定用タブ135a-3の端縁をパネルフック部126aの先端部126a-1の下方に入れ込む場合には、傾斜面126a-2は不要である。すなわち、本発明においては、少なくとも一つの先端部126a-1に傾斜面126a-2が設けられていればよい。